

別表七付表(一)の記載の仕方

- 1 この表は、法人が法第57条第2項、第3項及び第6項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》（措置法第66条の12第4項及び第5項並びに第66条の13第6項及び第7項《欠損金の繰越期間の特例》の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）又は法第58条第2項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 法第57条第2項に規定する合併等事業年度及び法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する適格合併等に係る被合併法人又は分割法人の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度の確定申告書に添付された別表七の写しを添付してください。
- 3 「共同事業を営むための適格合併等に該当する場合」の欄は、法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合又は同条第6項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合に記載し、「共同事業を営むための適格合併等に該当しない場合」は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合又は同条第6項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合に記載します。
- 4 「特定資本関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第112条第7項《特定資産譲渡等損失額から成る欠損金額の算定》（同条第9項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 10」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 11」に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。